

株主各位

第103期定時株主総会招集に関する電子提供措置事項 (交付書面への記載を省略した事項)

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

事業報告

I 企業集団の現況に関する事項

9. 財産および損益の状況の推移
10. 主要な事業内容
11. 主要な事業所等
12. 従業員の状況
13. 主要な借入先

II 会社役員に関する事項

6. 社外役員に関する事項

III 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数
2. 発行済株式の総数
3. 株主数
4. 大株主（上位10名）
5. 当期に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

IV 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称
2. 当期に係る会計監査人の報酬等の額
3. 非監査業務の内容
4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

V 会社の体制および方針

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
2. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

連結計算書類

連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表

計算書類

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査等委員会の監査報告

本内容につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の各ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様へ提供しております。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

事業報告

I. 企業集団の現況に関する事項

9. 財産および損益の状況の推移

区 分	第100期 2020年度	第101期 2021年度	第102期 2022年度	第103期 (当期) 2023年度
営 業 収 益 (百万円)	315,439	299,872	347,133	408,694
営 業 利 益 また は 営 業 損 失 (△) (百万円)	△20,866	740	21,479	43,840
経 常 利 益 また は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△17,980	5,366	21,772	43,485
親会社株主に帰属する当期純利益または純損失(△) (百万円)	△27,519	5,585	13,114	29,243
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 また は 純 損 失 (△) (円)	△225.38	45.75	107.40	239.49
総 資 産 (百万円)	912,624	906,212	955,233	1,079,388
純 資 産 (百万円)	344,395	342,286	351,566	393,930

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または純損失は期中平均発行済株式の総数により算出しており、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第101期から適用しており、第101期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。
3. 当社および一部の連結子会社は、第102期から、単体納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これにともない、法人税および地方法人税ならびに税効果会計の会計処理および開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従っており、第102期以降の財産および損益の状況については、当該取扱い等を適用した後の数値を記載しています。

10. 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループの主要な事業内容は、次のとおりであります。

(1) 運輸業

事業の内容	主要な会社名
鉄道事業	当社
バス事業	京王電鉄バスグループ (京王電鉄バス(株)、京王バス(株)) 西東京バス(株)
タクシー業	京王自動車グループ (京王自動車(株)、京王自動車バスサービス(株))
貨物の輸送・引越し業	京王運輸(株)

(2) 流通業

事業の内容	主要な会社名
百貨店業	(株)京王百貨店
ストア業	(株)京王ストア
書籍販売業	京王書籍販売(株)
ショッピングセンター事業	当社
クレジットカード業	(株)京王パスポートクラブ
生活雑貨関連用品の販売業	(株)京王アートマン
パン、菓子の製造・販売業	京王食品(株)
生花販売業	京王グリーンサービス(株)

(3) 不動産業

事業の内容	主要な会社名
不動産賃貸業	当社、京王不動産(株)、京王地下駐車場(株)、(株)リビタ、(株)サンウッド、 京王重機整備(株)
不動産販売業	当社、京王不動産(株)、(株)リビタ、(株)サンウッド

(注) 当社は2023年12月26日付で(株)サンウッドを連結子会社としました。

(4) レジャー・サービス業

事業の内容	主要な会社名
ホテル業	(株)京王プラザホテル、(株)京王プラザホテル札幌、(株)京王プレッソイン、 (株)京王プレミアホテル京都、(株)京王プレミアホテル札幌、 (株)高山グリーンホテル
旅行業	京王観光(株)
広告代理業	(株)京王エージェンシー
スポーツ業	京王レクリエーション(株)
飲食業	(株)レストラン京王

(5) その他業

事業の内容	主要な会社名
ビル総合管理業	(株)京王設備サービス
車両整備業	京王重機整備(株)、東京特殊車体(株)
建築・土木業	京王建設(株)、(株)NB建設
情報システム業	(株)京王ITソリューションズ
経理代行・金融業	(株)京王アカウンティング
人事業務代行業	(株)京王ビジネスサポート
社会教育事業	京王ユース・プラザ(株)
清掃業	(株)京王シンシアスタッフ
子育て支援事業	(株)京王子育てサポート
高齢者住宅事業	京王ウェルシィステージ(株)
葬祭事業	京王フェアウェルサポート(株)

(注) 京王建設(株)は2023年5月31日付で(株)NB建設 (本年4月から京王建設横浜(株)に商号変更) の全株式を取得しました。

11. 主要な事業所等 (2024年3月31日現在)

会社名	主な事業所・施設等
当 社 (本社：東京都多摩市)	【鉄道施設】 京王線 営業キロ：72.0km 駅数：52駅 車両数：730両 井の頭線 営業キロ：12.7km 駅数：17駅 車両数：145両 【賃貸物件】 京王百貨店新宿ビル、京王プラザホテル(新宿)、京王プラザホテル札幌、 京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンター、京王品川ビル、キラリナ京王吉祥寺、 トリエ京王調布
(株)京王百貨店 (本社：東京都渋谷区)	新宿店、聖蹟桜ヶ丘店、ららぽーと新三郷店、セレオ八王子店、 昭島モリタウン店、キラリナ京王吉祥寺店、トリエ京王調布店、 サテライト橋本店、ぷらりと京王府中店、ららぽーと立川立飛店
(株)京王ストア (本社：東京都多摩市)	京王ストア：東京都14店舗、神奈川県1店舗 キッチンコート：東京都10店舗、神奈川県1店舗 京王ストアエクスプレス：東京都2店舗 フランチャイズ事業：東京都40店舗、神奈川県2店舗
(株)京王プラザホテル (本社：東京都新宿区)	京王プラザホテル(新宿)、京王プラザホテル八王子
京王電鉄バスグループ (株)京王電鉄バス (株)京王バス	【路線バス】 営業所：東京都12か所 車両数：735両 【高速バス】 営業所：東京都4か所 車両数：109両 【貸切バス】 営業所：東京都5か所 車両数：74両

- (注) 1. 京王線は都営地下鉄新宿線と相互乗入れを実施しております。
 2. 京王線の車両数には事業用車両4両を含みます。
 3. 京王電鉄バスグループ2社の本社所在地はいずれも東京都府中市であります。

12. 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

事業セグメント	従業員数
運 輸 業	5,880名
流 通 業	1,625名
不 動 産 業	607名
レジャー・サービス業	2,098名
そ の 他 業	2,426名
全 社 (共 通)	282名
合 計	12,918名

(注) 従業員数に臨時従業員は含まれておりません。

13. 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	116,684百万円
三井住友信託銀行株式会社	26,391百万円
株式会社三菱UFJ銀行	12,549百万円
太陽生命保険株式会社	10,840百万円
株式会社三井住友銀行	10,838百万円

II. 会社役員に関する事項

6. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者等および社外役員等との重要な兼職状況および当社との関係 (2024年3月31日現在)

氏名	地位	兼職先・兼職内容	兼職先と当社との関係
古市 健	取締役	株式会社ダイセル社外取締役 大阪市高速電気軌道株式会社社外取締役	当社と各社との間に特別の関係はありません。
常陰 均	取締役	南海電気鉄道株式会社社外取締役 レンゴー株式会社社外監査役	当社と各社との間に特別の関係はありません。
竹川浩史	取締役 監査等委員 (常勤)	—	—
金子正志	取締役 監査等委員	—	—
山内 暁	取締役 監査等委員	株式会社ミロク情報サービス社外取締役	当社との間に特別の関係はありません。

(2) 主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
古市 健	取締役	当期開催の取締役会11回のうち10回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、ガバナンス委員会および指名・報酬委員会のメンバーとして、当社のコーポレート・ガバナンス等に関する審議を行っております。
常陰 均	取締役	就任後に開催された取締役会9回すべてに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、ガバナンス委員会および指名・報酬委員会のメンバーとして、当社のコーポレート・ガバナンス等に関する審議を行っております。
竹川浩史	取締役 監査等委員 (常勤)	当期開催の取締役会11回すべてに出席し、また、当期開催の監査等委員会15回すべてに出席し、金融機関における豊富な経験をふまえ、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、ガバナンス委員会のメンバーとして、当社のコーポレート・ガバナンス等に関する審議を行っております。
金子正志	取締役 監査等委員	当期開催の取締役会11回すべてに出席し、また、当期開催の監査等委員会15回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
山内 暁	取締役 監査等委員	就任後に開催された取締役会9回すべてに出席し、また、就任後に開催された監査等委員会10回すべてに出席し、会計学を専門とした大学教授としての経験に基づいた専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

- (注) 1. 当社は、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役3名を含む取締役6名で構成されるガバナンス委員会を設置し、社外取締役の視点を交えて当社グループの企業戦略やガバナンス体制等について審議を行うとともに、代表取締役、社外取締役の連携を強化し、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上をはかっております。
2. 当社は、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役2名を含む取締役4名で構成される指名・報酬委員会を設置し、役員的人事、報酬について審議を行うことにより、経営の透明性確保をはかっております。

Ⅲ. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数

316,046,000株

2. 発行済株式の総数

128,550,830株 (自己株式6,333,136株を含む。)

3. 株主数

42,557名 (前期末比7,208名増)

4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	15,851	13.0
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	7,595	6.2
日本生命保険相互会社	6,141	5.0
太陽生命保険株式会社	5,862	4.8
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行退職給付信託口)	2,000	1.6
三井住友信託銀行株式会社	2,000	1.6
富国生命保険相互会社	1,918	1.6
第一生命保険株式会社	1,778	1.5
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	1,591	1.3
株式会社京王閣	1,454	1.2

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 当社は自己株式を6,333千株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

5. 当期に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はございません。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区 分		金 額
(1)	当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	132百万円
(2)	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	140百万円

- (注) 1. (1)には、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の合計額を記載しております。なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を明確に区分しておらず、実質的にも区分できません。
2. 当社監査等委員会は、あらかじめ定めた「会計監査人の報酬等の同意に関する方針」に基づき、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料の入手、報告を受けたうえで会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しています。

3. 非監査業務の内容

該当事項はございません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当するなど、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合において、当該会計監査人の解任または不再任が妥当と判断したときは、必要な対応を行います。

V. 会社の体制および方針

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

<当社取締役会における決議内容>

当社は会社法に基づき、「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」を定めており、その内容は次のとおりであります。

.....

「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」

京王電鉄（以下、「当社」という）および京王グループ各社は、法令および定款に適合するとともに、「京王グループ理念」に基づいた、事業活動を適正かつ継続的に行うため、本基本方針に則り、内部統制システムを整備・運用します。

(1) 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、グループの役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ健全に行われるため、「京王グループ理念」に基づき定めた「京王グループ行動規範」を周知徹底するとともに、各取締役および各執行役員は当社で定めた「経営判断原則」に則り、適正な意思決定を行います。
- ② 当社は、外部有識者を含む「コンプライアンス委員会」が中心となって、グループ全体のコンプライアンス体制を整備し、重要事項については定期的に取締役会に報告を行います。
- ③ 当社は、コンプライアンス上の問題について、公益通報者保護法に対応したグループ全体の相談専用窓口である「京王ヘルプライン」を運用し、課題の解決を行います。
- ④ 当社は、コンプライアンス研修等を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、グループ全体のコンプライアンス体制の強化をはかります。
- ⑤ 当社は、代表取締役社長 社長執行役員直轄の内部監査部門である監査・内部統制部を設置し、当社およびグループ各社に対する法令および社内規程等の諸基準への準拠性、管理の妥当性・有効性の検証を目的とした内部監査を実施します。また、監査等委員会は、必要があると認めるときは監査・内部統制部に対して調査を求め、指示することができます。
- ⑥ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、内部統制を整備・運用します。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。
- ⑦ 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、ステークホルダーの信頼に応えるよう、組織全体で断固とした姿勢で厳正に対応を行います。

(2) 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、取締役および執行役員の職務執行に関わる情報について、法令および社内規程等に基づき、適切に保存、管理を行います。
- ② 当社の取締役および執行役員は、これらの情報を必要に応じて閲覧できます。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営上の重要な意思決定にあたり、当社の取締役および執行役員は損失の可能性について十分な検証を行います。
- ② 業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として当社取締役会で定めた「リスク管理方針」に基づき、リスク管理委員長、関係各部署の部長および外部専門家で構成するリスク管理委員会は、当社およびグループ各社のリスクの低減と防止のための活動および危機発生に備えた体制整備を行います。
- ③ 公共性の高い鉄道事業を核に幅広い企業活動を行っているグループとして、当社は「お客さまの安全」をリスク対策における最重要課題とします。
- ④ 当社は、重大な危機が発生した場合には代表取締役社長 社長執行役員を本部長とする危機管理本部を速やかに組織し、危機への対応とその速やかな取扱いに向けた活動を行います。

(4) 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社およびグループ各社の取締役会は、法令および社内規程に則り定期的に開催するほか、必要に応じて臨時開催します。経営上重要な事項については、事前に常勤取締役および常勤執行役員で構成する会議体で審議し、その審議を経て取締役会で決議を行います。また、当社においては、定款の定めにもとづき、重要な業務執行の決定について、取締役会の決議により取締役への委任を行います。委任された事項の決定については、事前に常勤取締役および常勤執行役員で構成する会議体で審議し、その審議を経て決定します。
- ② 当社およびグループ各社の取締役会は全社的な目標を定め、取締役（社外取締役および監査等委員を除く）および執行役員はその目標達成に向け、各部門ごとの目標設定や予算管理、具体策等を立案・実行します。また、当社は各社経営計画の実施状況をモニタリングします。
- ③ 当社およびグループ各社の組織および職務分掌、ならびに業務執行に関する各職位の責任、権限、決裁基準については社内規程に定め、各職位の基本的な機能および相互関係を明らかにし、機動的な意思決定、業務遂行をはかります。

(5) 会社並びにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ各社は当社との間に定めた「グループ会社協議基準」に従い、各社における経営上の重要な案件について、当社への協議・報告を行います。また、グループ各社は取締役会で定めた「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」に基づき、内部統制システムの継続的な向上をはかります。当社はこれらの実施状況をモニタリングします。
- ② 当社にグループ各社の内部統制の諸施策に関する担当部署を設け、当社とグループ各社間での協議、情報共有、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制の整備を推進します。
- ③ 当社およびグループ各社のコンプライアンス体制については、当社が中心となり、グループ一体となって整備します。また、当社およびグループ各社の全役員および使用人は、グループ全体の価値に重大な影響を与えるおそれのある事象を発見したときは、通常の報告経路に加え、当社のコンプライアンス委員長に報告し、対応につき協議します。
- ④ 当社およびグループ各社のリスクについては、リスク管理委員会を開催し、当社が中心となり、グループ全体でリスクの把握、管理に努めます。グループ各社は、重大な危機が発生した場合には、直ちに当社のリスク管理委員長に報告し、当社は事案に応じた支援を行います。また、グループ各社は、各社ごとのリスク管理体制および危機管理体制を整備します。
- ⑤ グループ経営協議会において、グループ全体の経営に関わる協議を行うほか、京王グループ社長会を定期的に開催し、グループの経営方針および経営情報の共有化をはかります。
- ⑥ 当社常勤監査等委員は、グループ各社の監査役から適宜報告を受けるほか、グループ監査役会を定期的に開催するとともに、期中および期末に各社の監査役監査の状況について確認し、グループ全体の監査の充実・強化をはかります。グループ各社の常勤の監査役は原則として内部監査部門である監査・内部統制部に所属し、相互に連携し、グループ全体の業務の適正性確保に取り組みます。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の独立性に関する事項

監査等委員会監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、専門性を有する者を含む専属の使用人を配置します。当該使用人はその職務執行にあたっては監査等委員の指揮命令に服することとします。また、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等の決定は、あらかじめ監査等委員会が選定した常勤監査等委員の同意を必要とします。

(7) 取締役、執行役員および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

当社において、取締役（監査等委員を除く）は、監査等委員が重要な会議等に出席し、意見を述べることのできる体制を確保します。さらに、取締役（監査等委員を除く）および執行役員は以下に定める事項を監査等委員会に報告します。

グループ各社においても報告体制を確保し、以下に定める事項をグループ各社の監査役に報告します。

- ① 会社の意思決定に関する重要事項
- ② 当社またはグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ③ 内部監査の監査計画および監査結果
- ④ 当社の取締役（監査等委員を除く）、執行役員、グループ各社の取締役および使用人の職務執行に関する不正行為または法令・定款に違反する重大な事項
- ⑤ コンプライアンスおよびリスク管理に関する重要事項
- ⑥ 「グループ会社協議基準」に定めた協議・報告事項のうち重要事項
- ⑦ 上記の他、当社の監査等委員およびグループ各社の監査役の職務執行上必要があると判断した事項

なお、使用人は②、④に関する重大な事項を発見した場合は当社の監査等委員およびグループ各社の監査役に直接報告することができます。

また、当社の取締役（監査等委員を除く）、執行役員、グループ各社の取締役および使用人は、当社の監査等委員およびグループ各社の監査役に報告を行ったことを理由として不利益を受けることはありません。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社取締役（監査等委員を除く）は、当社監査等委員会が策定する「監査計画」に従い、実効性ある監査を実施できる体制として、以下の体制を確保します。

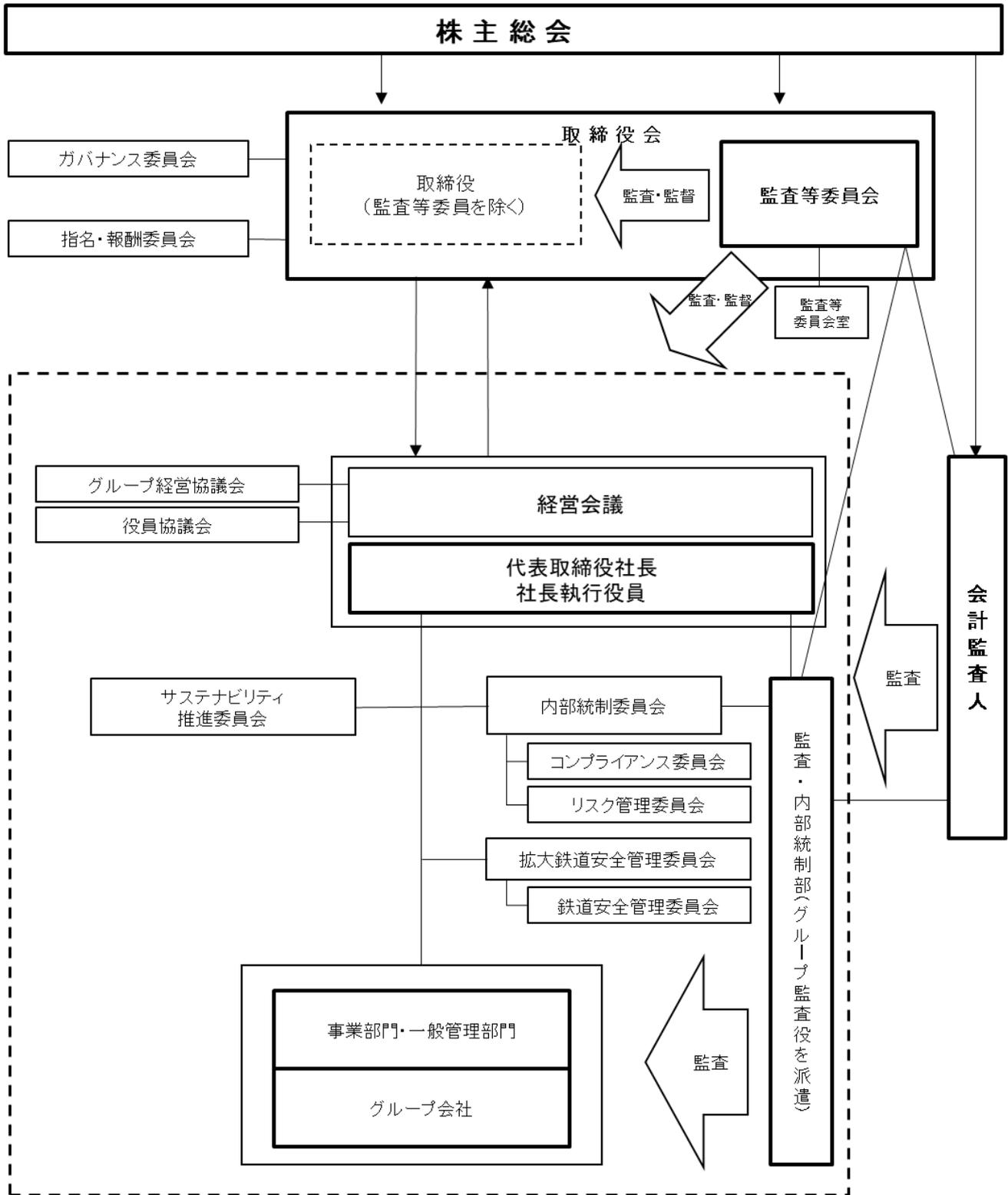
- ① 取締役（監査等委員を除く）、執行役員および重要な使用人からの必要に応じた意見聴取
- ② 代表取締役、会計監査人との定期的な会合
- ③ 内部監査部門と連携した組織監査の実施
- ④ 内部統制部門との連携
- ⑤ グループ会社の調査等の実施
- ⑥ アドバイザーとして独自に選定した弁護士・公認会計士等外部専門家の任用

なお、⑥等に関する費用は会社が負担するものとします。

(9) 内部統制委員会

上記(1)から(8)の体制を統括するため、内部統制委員会を開催し、グループ一体となり内部統制の整備を推進します。

コーポレート・ガバナンス体制



<当期における運用状況の概要>

(1) コンプライアンス

①コンプライアンス意識の向上

- ・グループ会社12社でコンプライアンス・アンケートを実施し、分析結果等についてフィードバックを行いました。
- ・当社において、コンプライアンス研修を実施し、グループ会社でも活用するコンプライアンスブックや動画デモ教材などの啓発ツールを見直しました。

②法改正等への対応

- ・個人情報保護法、公益通報者保護法、会社法などの法改正に適切に対応しました。

③反社会的勢力への対応

- ・当社において、契約審査時に反社会的勢力ではないことを確認するためのチェック状況を確認したほか、適宜専門会社にチェックを依頼しました。

④内部通報制度

- ・10月から専門会社へ通報受付業務の委託を開始し、関連する規程の改廃を実施したほか、従業員への周知を実施しました。
- ・コンプライアンスに関するトピックスを毎月配信するとともに、一部の事案について通報内容や調査・対応の内容を従業員に共有しました。

(2) リスクマネジメント

①労務・コンプライアンスリスク

- ・ハラスメント防止対策について、研修・周知などの取り組みを引き続き実施しました。
- ・当社において、前期に法務・コンプライアンス部と各部門長との間で実施した「明るい職場づくり」の意見交換会を、当期は課長級社員との間で実施しました。

②情報セキュリティリスク

- ・WAF（ウェブサイトへの不正アクセスを遮断するしくみ）の導入を進めたほか、安全な基盤として当社グループ専用のWebサーバ基盤を構築し、移転・運用を開始しました。
- ・当社および一部のグループ会社において標的型攻撃メール訓練を実施したほか、「ゼロトラスト」の考え方に則り、EDR（PCでの不審な振る舞いを検知する仕組み）の導入に着手しました。

③個別事業リスク

- ・事業特性に応じた自然災害等、事故・故障、事業環境の変化、法令違反などのリスク対策に取り組みました。
- ・人員不足に対して採用を強化したほか、当社において社員の定着率向上や人材獲得に資する制度の新設などに取り組みました。
- ・自動車運転者や建設業における時間外労働上限の猶予期間終了に向けて対応を進めました。

(3) 財務報告に係る内部統制

- ・財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲について財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施しました。
- ・財務報告に関する情報開示の適時性と適正性を確保するため、決算開示資料についてディスクロージャー委員会での確認を経て取締役会等に付議した後、開示しました。

(4) 内部監査

- ・当社および一部のグループ各社について内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長および監査等委員会に報告しました。
- ・内部監査を実施した当社部門およびグループ会社には改善計画の提出を求め、適宜その改善状況を確認しました。
- ・法人営業取引規模が大きなグループ会社7社について「不正を未然に防止する体制づくり」を目的とした重点的な監査（予防監査）を実施しました。

2. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社グループが企業価値ひいては株主の皆様のご利益（以下「企業価値・株主共同の利益」といいます。）を向上させていくためには、「輸送の安全性」「経営の安定性」「事業の継続性」を確保し、お客様、お取引先その他のステークホルダーからの信頼を得て、「信頼のトップブランド」を確立することが不可欠であります。また、当社グループにとっては、沿線を中心に関連性の高い事業を多角的に展開することで、沿線価値の向上、京王ブランドの確立に努めるとともに、地域社会の信頼を獲得しながら、各事業の有機的な結びつきにより総合力を発揮させる一体的な経営を行うことが極めて重要であります。これらが当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのであれば、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。したがって、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保、向上していくことに理解あることが必要であると考えています。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社グループの企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものなど、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。また、株主の皆様が、当社の企業価値を構成する要素を十分に把握し、中長期的な観点も考慮に入れたうえで、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を短期間で適切に判断することは、必ずしも容易ではないものと思われまます。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

① 企業価値向上に資する取組み

当社グループでは、「京王グループ理念」の中に掲げる「信頼のトップブランド」の確立を目指して、当社グループの競争力の強化、財務健全性の確保、法令・倫理の遵守、地域社会貢献活動の実施など、企業価値・株主共同の利益の向上に資する経営に努めております。今後もグループ全体の持続的な成長のため、当社グループが長年培ってきた有形・無形の経営資源を維持・活用しながら、以下の施策に取り組んでまいります。

第一に、社会に不可欠なインフラを提供する公共輸送機関として安全確保を最重要課題とし、中長期的な視点で社会的責任を果たしてまいります。

第二に、当社沿線が将来にわたって活力を維持できるよう、拠点開発の推進や地域活性化に多角的に取り組んでまいります。

第三に、お客様の多様化するニーズや生活スタイルの変化を捉えた施策を継続的に実施することで、将来にわたり発展、成長する企業グループを目指してまいります。

第四に、法令の遵守、地球環境への配慮など、企業の社会的責任を果たす取組みを当社グループ全体で続けてまいります。

第五に、企業価値の源泉である「輸送の安全性」の実際の担い手である当社グループの従業員を中長期的な視点で育成するとともに、「安全の確保」を最重要事項と考える企業文化を堅持してまいります。

第六に、事業の継続性に留意した資本政策のもと、成長に向けた投資や事業の選択と集中など様々な取組みの実施と完遂を目指してまいります。

② コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み

当社グループでは、「京王グループ理念」に基づき、透明性・公正性を確保しつつ、迅速・果敢な意思決定を行うことにより、株主の皆様をはじめ、つながりあうすべての人からの信頼を確保し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をはかるため、当社の取締役会で定めた「コーポレート・ガバナンス基本方針」のもと、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を推進しております。

取締役会においては、法令で定められた事項はもとより、経営上重要な事項についての決議や業務執行の監督を行っております。当社は、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実に向けた取組みとして、2020年6月に監査等委員会設置会社に移行しました。取締役（監査等委員である取締役を除く。）について、大手金融機関の経営者としての経験や見識を持つ社外取締役を選任するとともに、監査等委員である取締役について、社外取締役を3

名選任し、経営に対する監督機能を強化しているほか、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会および指名・報酬委員会を設置し、経営の透明性・公正性の向上に努めております。

監査等委員会については、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、財務・会計・法務に関する相当程度の知見を有する、独立性の高い取締役を選任しているほか、監査等委員会と会計監査人、内部監査部門および内部統制部門との連携体制を構築しております。また、監査等委員会は法令および諸基準に準拠し、監査等委員会が定めた基本方針に基づき監査を行うほか、監査等委員である取締役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要な意見陳述を行っております。

さらに、グループ経営協議会や京王グループ社長会、ならびにグループ監査役会などの定期的な開催により、グループ・ガバナンス体制の充実をはかっております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2022年6月29日開催の第101期定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことを目的とした「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針」（以下「本基本方針」といいます。）に関する議案が承認可決されたことを受け、同日開催の当社取締役会において、本基本方針に基づく具体的な対応策である「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を決議しております。本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との協議・交渉等の機会を確保することなどにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

本プランは、①当社が発行者である株券等について保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、または②当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、もしくはこれらに類似する行為またはその提案（以下「買付等」と総称し、買付等を行う者を以下「買付者等」といいます。）を適用対象とします。

買付者等が買付等を行う場合は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、その実行に先立ち、当社に対して、買付等の内容の検討に必要な情報および本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を提出するものとし、当社取締役会は速やかにこれを企業価値評価独立委員会（委員は、社外の有識者、社外取締役から選任されるものとし、以下「独立委員会」といいます。）に提供します。独立委員会は、最長60日間の検討期間（必要な範囲で最長30日間延長できます。）を設定し、必要に応じて独立した第三者である専門家の助言を得たうえ、買付等の内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、または本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると認められる場合には、当社取締役会に対し、新株予約権の無償割当ての実施を勧告します。なお、独立委員会は、新株予約権の無償割当ての要件のいずれかに該当する場合であっても、新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対して、株主総会の招集、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の株主総会への付議を勧告するものとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する決議を速やかに行うものとします。また、当社取締役会は、独立委員会から、株主総会の招集、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の株主総会への付議を勧告された場合には、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議します。当社取締役会は、上記決議を行った場合等には、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

上記の新株予約権は、1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会または当社株主総会における新株予約権無償割当ての決議で定める金額を払い込むことにより、原則として当社株式1株を取得できるものですが、買付者等による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が買付者等以外の株主から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、新株予約権1個と引換えに、原則として当社株式1株が交付されます。

本プランの有効期間は、2022年6月29日開催の定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のもの

に関する定時株主総会の終結の時までになります。ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本基本方針を廃止する旨の決議が行われた場合、または、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

本プラン導入時点においては新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。他方、新株予約権の無償割当てが実施された場合には、新株予約権行使の手続きを行わないと、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化することになります。ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、買付者等以外の株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

(4) 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記(2)に記載した取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、上記(1)の基本方針に沿うとともに、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではありません。

また、上記(3)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、以下の理由から当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではありません。

- ① 経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した買収防衛策に関する指針に定める三原則を充足していること
- ② 本プランは、株主総会において承認された本基本方針に基づくものであり、また、有効期間は約3年間と限定され、かつ、その満了前であっても株主総会において、本基本方針の変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも変更後の基本方針に従うよう速やかに変更または廃止されることになるなど、株主意思を重視していること
- ③ 経営陣から独立している委員から構成される独立委員会により新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断が行われ、その判断の概要については株主の皆様には情報開示をすることとされていること
- ④ 合理的かつ詳細な客観的要件が設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保していること
- ⑤ 独立委員会は、当社の費用で、外部専門家の助言を受けることができるものとされており、その判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みとなっていること
- ⑥ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年であり、毎年の選任を通じて株主の皆様のご意向を反映させることが可能であること
- ⑦ デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	248,285	流動負債	274,834
現金及び預金	73,064	支払手形及び買掛金	24,413
受取手形、売掛金及び契約資産	59,650	短期借入金	99,741
商品及び製品	23,144	未払法人税等	8,850
仕掛品	81,984	前受金	38,390
原材料及び貯蔵品	2,502	契約負債	13,787
その他	7,956	賞与引当金	4,155
貸倒引当金	△18	その他の引当金	3,089
		その他	82,405
固定資産	831,103	固定負債	410,624
有形固定資産	701,499	社債	170,100
建物及び構築物	331,028	長期借入金	165,511
機械装置及び運搬具	24,378	繰延税金負債	5,582
土地	243,286	退職給付に係る負債	18,212
建設仮勘定	86,746	資産除去債務	15,414
その他	16,059	その他の引当金	491
		その他	35,311
無形固定資産	21,886	負債合計	685,458
投資その他の資産	107,717	(純資産の部)	
投資有価証券	78,133	株主資本	365,896
退職給付に係る資産	14,464	資本金	59,023
繰延税金資産	2,794	資本剰余金	42,288
その他	12,463	利益剰余金	284,367
貸倒引当金	△139	自己株式	△19,783
		その他の包括利益累計額	27,287
		その他有価証券評価差額金	22,636
		繰延ヘッジ損益	75
		為替換算調整勘定	16
		退職給付に係る調整累計額	4,558
		非支配株主持分	746
		純資産合計	393,930
資産合計	1,079,388	負債純資産合計	1,079,388

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		408,694
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	311,701	
販売費及び一般管理費	53,152	364,853
営業利益		43,840
営業外収益		
受取利息	19	
受取配当金	1,517	
持分法による投資利益	499	
雑収入	1,296	3,332
営業外費用		
支払利息	3,259	
雑支出	427	3,687
経常利益		43,485
特別利益		
固定資産売却益	1,044	
工事負担金等受入額	889	
投資有価証券売却益	627	
その他	212	2,774
特別損失		
減損損失	1,660	
固定資産除却損	927	
固定資産撤去損失引当金繰入額	923	
固定資産圧縮損	836	
その他	522	4,870
税金等調整前当期純利益		41,388
法人税、住民税及び事業税		11,743
法人税等調整額		291
当期純利益		29,353
非支配株主に帰属する当期純利益		109
親会社株主に帰属する当期純利益		29,243

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	59,023	42,187	260,315	△19,673	341,853
当期変動額					
剰余金の配当			△5,191		△5,191
親会社株主に帰属する当期純利益			29,243		29,243
自己株式の取得				△310	△310
自己株式の処分		100		200	301
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		0			0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	100	24,052	△109	24,043
当期末残高	59,023	42,288	284,367	△19,783	365,896

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	9,031	—	11	694	9,738	△24	351,566
当期変動額							
剰余金の配当							△5,191
親会社株主に帰属する当期純利益							29,243
自己株式の取得							△310
自己株式の処分							301
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	13,604	75	5	3,863	17,549	770	18,320
当期変動額合計	13,604	75	5	3,863	17,549	770	42,363
当期末残高	22,636	75	16	4,558	27,287	746	393,930

連結注記表

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

1. 連結の範囲に関する事項

子会社51社のうち40社を連結の範囲に含めております。

連結子会社名は、事業報告の「I. 企業集団の現況に関する事項 10. 主要な事業内容」に記載しております。

連結子会社である京王建設株式会社が2023年5月31日付で株式会社NB建設（2024年4月1日付で「京王建設横浜株式会社」に商号変更しております。）の全株式を取得したため、第1四半期連結会計期間より、同社を連結の範囲に含めております。

また、持分法適用関連会社であった株式会社サンウッドの株券等を公開買付けを通じて追加取得した結果、第3四半期連結会計期間より、同社を持分法適用の範囲から除外し、連結の範囲に含めております。

なお、主要な非連結子会社は、セレクトチャー株式会社、高尾登山電鉄株式会社、株式会社京王友の会であります。

非連結子会社11社の合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておらず、今後もこの状況が続くものと考えられるため、連結の範囲から除外しました。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用している会社は非連結子会社10社で、セレクトチャー株式会社、高尾登山電鉄株式会社、株式会社京王友の会他7社であります。

非連結子会社1社及び関連会社7社(関東バス株式会社等)の合計の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、それぞれ重要な影響を及ぼしておらず、持分法を適用しておりません。

前連結会計年度に持分法適用の子会社であったFreshtea Japan株式会社は、株式売却に伴い持分法適用の範囲から除外しております。

持分法適用関連会社であった株式会社サンウッドの株券等を公開買付けを通じて追加取得した結果、第3四半期連結会計期間より、同社を持分法適用の範囲から除外し、連結の範囲に含めております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はすべて3月31日であり、連結決算日と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、当社グループに帰属する持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産

商品及び製品	商品	主として売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
	販売土地及び建物	個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) なお、賃貸に供している物件については、有形固定資産に準じて減価償却を行っております。
仕掛品		個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) なお、賃貸に供している物件については、有形固定資産に準じて減価償却を行っております。

③ デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2～60年
機械装置及び運搬具	2～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として3年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額については、リース契約上に残価設定の取決めがあるものは当該残価設定額、それ以外のものは零とする定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

① 鉄道事業

鉄道事業においては、主に旅客輸送を行っております。乗車券のうち定期券については、利用開始時点から終了時点の期間にわたり乗車区間の旅客輸送サービスを提供するものであることから、利用開始時点から終了時点の期間の経過に伴い履行義務が充足すると判断し収益を認識しております。また、定期券以外については、乗車区間の旅客輸送サービスを提供するものであることから、旅客が乗車区間の乗車を完了することにより履行義務が充足すると判断し、乗車区間に対する運賃について収益を認識しております。これらの事業に係る収益は顧客との契約において約束された対価にて算定しております。

② 百貨店業およびストア業

百貨店業およびストア業においては、主に直営店舗での物販等の販売を行い、顧客に対して商品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は顧客へ商品を引き渡すことで充足され、引渡時点で収益を認識しております。なお、顧客への財又はサービスの提供における連結子会社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から売上原価を控除した純額で収益を認識しております。

③ 不動産賃貸業

不動産賃貸業においては、主に開発保有するオフィスビルや商業施設、住宅等の不動産の賃貸を行っております。賃貸収益については、顧客との賃貸借契約に基づいた賃貸借期間にわたって収益を認識しております。

④ 不動産販売業

不動産販売業においては、主に新築分譲マンションやリノベーション物件の販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて販売用不動産を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、販売用不動産を引き渡す一時点において、顧客が当該販売用不動産に対する支配を獲得することで充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

⑤ ホテル業

ホテル業においては、主に宿泊およびそれらに付帯するサービスを提供しております。これらサービスの提供は、顧客にサービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されるものとし、その時点で収益を認識しております。これらに係る取引価格は、顧客との契約において約束された対価にて算出しております。

⑥ ビル総合管理業および建築・土木業

ビル総合管理業および建築・土木業においては、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(6) 工事負担金等の会計処理

鉄道事業において、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受け入れております。これらの工事負担金等については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得価額から直接減額しております。

なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得価額から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性の評価

ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一であるため、有効性の判定は省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

主として10年間の均等償却を行っております。

(9) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

i 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ii 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として14年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として5年)を償却期間として、当社は定率法、その他の連結子会社は定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

② 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社および一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

[重要な会計上の見積りに関する注記]

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

宿泊施設の固定資産帳簿価額 80,054百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、管理会計上の事業ごと又は物件・店舗ごとに資産のグループ化を行っております。

当連結会計年度においては、多くの店舗において宿泊需要は新型コロナウイルス感染症拡大以前の水準にまで回復しており、継続して営業損失を計上した一部の宿泊施設についてのみ、減損の兆候が認められています。

減損の兆候があると認められる場合には、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。

判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額)まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

宿泊施設に係る将来キャッシュ・フローの見積りは、客室稼働率および宿泊単価等の指標をもとに予測しております。

なお、将来予測は高い不確実性を伴い、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 2,794百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)および「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号)に従い、当社および連結子会社の将来の課税所得や将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等に基づき計上しています。

将来の課税所得の見積りにあたっては、現在までに入手可能な情報にもとづき策定した事業計画を前提としており、このうち鉄道輸送収入は、輸送人員が概ね現在の水準で継続すると仮定して算定しています。

なお、将来予測は高い不確実性を伴い、繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

〔会計上の見積りの変更〕

当社および一部の連結子会社では、新宿駅西南口地区開発計画および京王線新宿駅改良工事事業の推進の決定に伴い、事業完了までに除却が見込まれる固定資産について、耐用年数の短縮を行っております。また、残存価額については耐用年数到来時に備忘価額となるよう見直しております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益はそれぞれ586百万円減少しております。

〔表示方法の変更〕

1. 連結貸借対照表関係

前連結会計年度において「固定負債」の「その他」に含めて表示していた「資産除去債務」（前連結会計年度4,460百万円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度においては独立掲記しております。

2. 連結損益計算書関係

前連結会計年度において独立掲記しておりました「営業外収益」の「助成金等収入」（前連結会計年度1,089百万円）については、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「営業外収益」の「雑収入」に含めて表示しております。また、前連結会計年度において「特別利益」の「その他」に含めて表示していた「投資有価証券売却益」（前連結会計年度13百万円）及び「特別損失」の「その他」に含めて表示していた「固定資産撤去損失引当金繰入額」（前連結会計年度505百万円）については、金額的重要性が増したため、当連結会計年度においてはそれぞれ独立掲記しております。

〔追加情報〕

1. 資産除去債務の計上

当社は、都市再生特別地区としての都市計画決定を受けた新宿駅西南口地区開発計画および京王線新宿駅改良工事事業の推進の決定に伴い、当該対象エリアに係る固定資産の取壊し義務が発生したことから、第2四半期連結会計期間において資産除去債務を計上し、当連結会計年度末の残高は10,724百万円であります。

2. 当社取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の導入

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）及び執行役員（取締役を兼務する者を除きます。）（以下、総称して「取締役等」といいます。）に対し、中長期的な業績向上及び株主価値の最大化に貢献する意識を高めることを目的に株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

（1）取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付される、という株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時です。

（2）信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末562百万円、109千株であります。なお、2023年11月6日開催の取締役会において、本制度の継続に係る金銭を当社が追加信託することを決定し、第3四半期連結会計期間において株式を追加取得したため、帳簿価額及び株式数が前連結会計年度末（262百万円、43千株）から増加しております。

3. 公開買付けによる株券等の取得について

当社は、2023年11月6日開催の取締役会において、株式会社サンウッド（以下「同社」といいます。）の普通株式、第1回新株予約権及び第2回新株予約権を公開買付けにより取得することを決議し、公開買付けを2023年11月7日より2023年12月19日まで実施いたしました。この結果、同社は2023年12月26日をもって当社の連結子会社となりました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社サンウッド

事業の内容：不動産開発事業、不動産再生事業、賃貸事業、その他の事業

②企業結合を行った主な理由

当社は、同社との間で資本業務提携を締結しておりますが、同社を当社の完全子会社化することで、資本業務提携により実現することを目的としていた下記ア～オ、に記載したメリット・シナジーがより一層実現できると判断しました。

ア. 不動産開発事業の仕入・企画・設計・販売等における事業協力

イ. 当社社有地等の分譲開発や沿線開発における事業協力

ウ. 商品企画や用地についての情報交換、共同開発事業の実施の検討

エ. 相互の顧客に対する物件情報の紹介

オ. 人事交流を通じた事業ノウハウの共有や人材育成

また、当社グループでは、2022年度を初年度とする「京王グループ中期3カ年経営計画」（以下「中期経営計画」といいます。）に取り組んでいます。中期経営計画では、「新しいライフスタイルを牽引する存在として、生活圏内の回遊性向上を図る」「豊かで魅力的な「まちづくり」への主体的な関与」「新しい移動需要の創出」を中長期の方向性と示し、「REDEVELOPMENT まちづくりへの注力」、「RESTRUCTURING 事業構造改革の推進」、「REINFORCE 稼ぐ力の強化」への取り組みを掲げ、「日本一安全でサービスの良い鉄道」「強固な経営基盤」の構築をめざしています。同社は過年度において安定した収益を上げていることから、当社は、同社を当社の完全子会社化することで、同社が上げる収益を当社グループの連結決算に組み入れることができ、上記「REINFORCE 稼ぐ力の強化」の実現にも繋がるものと考えております。

加えて、当社の株主利益の観点では、当社は、同社を当社の完全子会社化することで、同社が上げる純利益を当社グループの連結決算に組み入れることができ、当社の1株当たり純利益が上昇することは、当社の株主利益に資するものと考えました。

③企業結合日

2023年12月26日（みなし取得日：2023年12月31日）

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株券等取得

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥追加取得後の議決権比率

企業結合直前の議決権比率：21.16%

追加取得後の議決権比率：88.34%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、株券等を取得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2024年1月1日から2024年3月31日まで

なお、被取得企業は当社の持分法適用関連会社であったため、第3四半期連結累計期間における被取得企業の業績のうち当社に帰属する部分は、持分法による投資利益として計上しております。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳		
取得の対価	企業結合直前に所有していた持分の企業結合日における時価	1,250百万円
	追加取得に伴い支出した金額	3,969百万円
		5,219百万円
取得原価		5,219百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額
 アドバイザリー費用等 117百万円

(5) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額
 段階取得に係る差益 76百万円

(6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん
 の金額
 87百万円

②発生原因
 主として今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

③償却方法及び償却期間
 重要性が乏しいため即時償却しております。

(7) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	38,068百万円
固定資産	4,647百万円
資産合計	42,715百万円
流動負債	12,269百万円
固定負債	24,634百万円
負債合計	36,903百万円

4. 共通支配下の取引等

(1) 会社分割による連結子会社への事業承継

当社は、2023年12月26日開催の取締役会において、当社完全子会社の「株式会社京王SCクリエイション」を設立し、簡易吸収分割の方法により、当社が営む商業施設運営事業（ショッピングセンター事業および不動産賃貸業の一部）を株式会社京王SCクリエイションに承継させることを決議いたしました。

①取引の概要

ア. 対象となった事業の名称及びその事業の内容

名称	商業施設運営事業
事業の内容	・ 主要駅における大型ショッピングセンターの運営 ・ 駅至近の商業施設の展開 他

イ. 企業結合日

2024年7月1日（予定）

ウ. 企業結合の法的形式

当社を分割会社、株式会社京王SCクリエイションを承継会社とする簡易吸収分割です。

エ. 結合後企業の名称

結合後の株式会社京王SCクリエイションの名称に変更はありません。

オ. その他取引の概要に関する事項

当社および一部の連結子会社に分散している商業施設運営事業を集約し、業務効率化、専門的な人材の確保・育成、運営ノウハウの集積の実現を目指すとともに、商業施設の一体的運営を通じて、グループ全体のさらなる利益拡大および魅力あるまちづくりに取り組むため、本分割が必要であると判断するに至りました。

②実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

(2) 連結子会社の吸収合併

当社は、2023年12月26日開催の取締役会において、当社完全子会社の京王地下駐車場株式会社について、すべての事業を吸収分割にて株式会社京王S Cクリエイションに移管したのち、当社に吸収合併することを決議いたしました。

①取引の概要

ア. 被結合企業の名称及び事業の内容

名称	京王地下駐車場株式会社
事業の内容	・駐車場の経営および管理業 ・不動産の賃貸および管理業 他

イ. 企業結合日

2024年7月1日（予定）

ウ. 企業結合の法的形式

当社を存続会社、京王地下駐車場株式会社を消滅会社とする簡易吸収合併です。

エ. 結合後企業の名称

結合後の当社の名称に変更はありません。

オ. その他取引の概要に関する事項

当社および一部の連結子会社に分散している商業施設運営事業を集約し、業務効率化、専門的な人材の確保・育成、運営ノウハウの集積の実現を目指すとともに、商業施設の一体的運営を通じて、グループ全体のさらなる利益拡大および魅力あるまちづくりに取り組むため、本合併が必要であると判断するに至りました。

②実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

5. 退職給付制度の変更

当社は、60歳から65歳への定年延長に伴い、当連結会計年度より退職給付制度の変更を行っております。これにより退職給付債務が3,963百万円減少し、過去勤務費用が同額発生しております。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保付債務

(1) 財 団

担保に供している資産

有形固定資産	252,175百万円
無形固定資産	1,977百万円
計	254,153百万円

上記資産を担保としている負債は次のとおりであります。

長期借入金	98,934百万円
短期借入金	10,449百万円
計	109,384百万円

(2) その他

担保に供している資産

商品及び製品	3,684百万円
仕掛品	28,290百万円
有形固定資産	3,218百万円
その他	77百万円
計	35,270百万円

上記資産を担保としている負債は次のとおりであります。

長期借入金	21,839百万円
短期借入金	7,624百万円
計	29,464百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 811,426百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 固定資産の取得価額から直接減額した
工事負担金等累計額 124,625百万円

4. 偶発債務

金融機関からの借入金に対して、下記の債務保証を行っております。

社員住宅融資	20百万円
--------	-------

5. その他

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	293百万円
売掛金	49,186百万円
契約資産	8,611百万円

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	128,550,830	—	—	128,550,830

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	6,440,445	68,056	66,065	6,442,436

(注1) 普通株式の自己株式の株式数につきましては、当社取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の信託財産として保有する当社株式(当連結会計年度期首43,400株、当連結会計年度末109,300株)を含めて記載しております。

(注2) 変動事由の概要は次のとおりであります。

(増加数の内訳)

単元未満株式の買取りによる増加 2,156株
取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の当社株式の取得による増加 65,900株

(減少数の内訳)

単元未満株式の買増請求による減少 165株
取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の当社株式の譲渡による減少 65,900株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,443	20.00	2023年3月31日	2023年6月30日
2023年11月6日 取締役会	普通株式	2,748	22.50	2023年9月30日	2023年11月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,666	30.00	2024年3月31日	2024年6月27日

(注) 2024年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当3百万円が含まれております。

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、銀行借入や社債発行等により資金を調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

有価証券及び投資有価証券は主に株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。また、非上場株式、投資事業有限責任組合出資金、匿名組合出資金については定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

借入金、社債は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達であります。また、借入金の大部分が固定金利であります。なお、借入金、社債については流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、後述の「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(注2)	66,706	66,706	—
資産計	66,706	66,706	—
(2) 社債	170,100	165,073	△5,026
(3) 長期借入金(注3)	194,063	190,570	△3,492
負債計	364,163	355,643	△8,519
デリバティブ取引(注4)	109	109	—

(注1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」及び「短期借入金(1年内返済予定の長期借入金を除く)」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(注2) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	1,422
関係会社株式等(非上場)	9,013
投資事業有限責任組合出資金※	614
匿名組合出資金※	381

※ 「投資事業有限責任組合出資金」及び「匿名組合出資金」については、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資に該当するため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 「長期借入金」には「1年内返済予定の長期借入金」を含めております。

(注4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	66,575	—	—	66,575
国債	98	—	—	98
その他	—	—	31	31
資産計	66,674	—	31	66,706
デリバティブ取引※				
通貨関連	—	109	—	109

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	165,073	—	165,073
長期借入金	—	190,570	—	190,570
負債計	—	355,643	—	355,643

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

その他有価証券

上場株式及び国債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

当社および一部の連結子会社が発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。社債の公正価値は、市場価格があるものの活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 ユーロ	設備資金 予定取引	2,378	2,378	109

[賃貸等不動産に関する注記]

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設等(土地を含む。)を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
184,784	291,564

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額もしくは「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額であります。また、当連結会計年度に新規取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

(注3) 建設中の物件については、時価を把握することが極めて困難であるため、上表には含めておりません。

〔収益認識に関する注記〕

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計
	運輸業	流通業	不動産業	レジャー・サービス業	その他業	
鉄道事業	79,601	—	—	—	—	79,601
バス事業	36,100	—	—	—	—	36,100
タクシー業	10,455	—	—	—	—	10,455
運輸業その他	2,564	—	—	—	—	2,564
百貨店業	—	34,836	—	—	—	34,836
ストア業	—	52,302	—	—	—	52,302
ショッピングセンター事業	—	15,137	—	—	—	15,137
流通業その他	—	14,704	—	—	—	14,704
不動産賃貸業	—	—	40,523	—	—	40,523
不動産販売業	—	—	32,412	—	—	32,412
不動産業その他	—	—	4,451	—	—	4,451
ホテル業	—	—	—	58,358	—	58,358
旅行業	—	—	—	10,769	—	10,769
広告代理業	—	—	—	8,530	—	8,530
レジャー・サービス業 その他	—	—	—	6,178	—	6,178
ビル総合管理業	—	—	—	—	28,229	28,229
車両整備業	—	—	—	—	9,302	9,302
建築・土木業	—	—	—	—	33,490	33,490
その他業その他	—	—	—	—	9,492	9,492
セグメント内消去	△4,600	△5,775	△11,958	△11,104	△2,026	△35,465
小計	124,121	111,204	65,428	72,731	78,489	451,976
セグメント間消去	△1,754	△2,521	△2,796	△3,219	△32,989	△43,281
外部顧客への営業収益	122,367	108,682	62,632	69,512	45,499	408,694
うち、顧客との契約から 生じる収益	120,540	102,588	39,895	68,896	45,188	377,108
うち、その他の収益	1,827	6,094	22,736	615	310	31,585

(注) 前連結会計年度において独立掲記しておりました「書籍販売業」(前連結会計年度4,748百万円)につきましては、当連結会計年度より「流通業その他」に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、顧客との請負工事契約について、期末日時点で完了しているが、未請求の工事に対する連結子会社の権利に関するものです。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事に関する対価は、工事進行基準に従い、一定期間で収益を認識しています。

契約負債は、主に利用開始時点から終了時点の期間にわたり収益を認識する鉄道事業における定期券に関する前受金及び高齢者住宅事業における入居前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	41,096
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	49,479
契約資産(期首残高)	2,799
契約資産(期末残高)	8,611
契約負債(期首残高)	12,408
契約負債(期末残高)	13,787

(注) 当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、7,218百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について対象に含めておりません。当該履行義務は、主に鉄道事業における定期券に関する前受金及び高齢者住宅事業における入居前受金であり、残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は以下の通りです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	8,814
1年超2年以内	708
2年超3年以内	649
3年超	2,930
合計	13,103

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額 3,219円96銭

2. 1株当たり当期純利益 239円49銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度109千株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度70千株であります。

[その他の注記]

記載金額は百万円単位とし、単位未満の端数を切捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	115,168	流動負債	268,586
現金及び預金	58,700	短期借入金	160,756
未収運賃	7,516	未払金	37,435
未収金	14,554	未払費用	1,783
関係会社短期貸付金	14,000	未払消費税等	1,137
販売土地及び建物	1,297	未払法人税等	5,139
仕掛品	21,553	預り連絡運賃	1,363
貯蔵品	1,228	預り金	7,732
前払費用	890	前受運賃	5,275
その他の流動資産	3,750	前受金	36,956
貸倒引当金	△8,322	前受収益	762
		賞与引当金	1,144
		債務保証損失引当金	6,770
		固定資産撤去損失引当金	1,428
		資産除去債務	254
		その他の流動負債	644
固定資産	773,964	固定負債	364,403
鉄道事業固定資産	289,063	社債	170,000
付帯事業固定資産	281,461	長期借入金	142,434
各事業関連固定資産	3,518	退職給付引当金	8,771
建設仮勘定	85,311	債務保証損失引当金	420
投資その他の資産	114,608	繰延税金負債	5,142
関係会社株式	28,855	資産除去債務	15,273
その他の関係会社有価証券	2,051	その他の固定負債	22,360
投資有価証券	67,145		
長期貸付金	16	負債合計	632,990
長期前払費用	1,858		
前払年金費用	9,747	(純資産の部)	
その他の投資等	5,039	株主資本	234,204
貸倒引当金	△105	資本金	59,023
		資本剰余金	42,286
		資本準備金	32,019
		その他資本剰余金	10,266
		利益剰余金	152,677
		利益準備金	7,876
		その他利益剰余金	144,800
		固定資産圧縮積立金	13,122
		別途積立金	75,000
		繰越利益剰余金	56,678
		自己株式	△19,783
		評価・換算差額等	21,938
		その他有価証券評価差額金	21,863
		繰延ヘッジ損益	75
		純資産合計	256,143
資産合計	889,133	負債純資産合計	889,133

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
鉄道事業		
営業収益	79,601	
営業費	69,920	
営業利益		9,681
付帯事業		
営業収益	46,541	
営業費	32,560	
営業利益		13,981
全事業営業利益		23,663
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,230	
雑収入	496	4,727
営業外費用		
支払利息	3,344	
雑支出	72	3,417
経常利益		24,973
特別利益		
関係会社貸倒引当金戻入益	1,829	
固定資産売却益	986	
工事負担金等受入額	773	
投資有価証券売却益	626	
関係会社債務保証損失引当金戻入益	496	
その他	84	4,797
特別損失		
減損損失	1,482	
固定資産除却損	990	
固定資産撤去損失引当金繰入額	923	
固定資産圧縮損	773	
退店補償金	348	
固定資産売却損	5	
その他	191	4,715
税引前当期純利益		25,055
法人税、住民税及び事業税		6,661
法人税等調整額		△359
当期純利益		18,753

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						固定資産圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	59,023	32,019	10,166	42,185	7,876	12,512	75,000
当期変動額							
剰余金の配当							
固定資産圧縮積立金の積立						610	
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分			100	100			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	100	100	—	610	—
当期末残高	59,023	32,019	10,266	42,286	7,876	13,122	75,000

	株主資本				評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計						
	繰越利益剰余金							
当期首残高	43,726	139,115	△19,673	220,651	8,650	—	8,650	229,301
当期変動額								
剰余金の配当	△5,191	△5,191		△5,191				△5,191
固定資産圧縮積立金の積立	△610	—		—				—
当期純利益	18,753	18,753		18,753				18,753
自己株式の取得			△310	△310				△310
自己株式の処分			200	301				301
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					13,212	75	13,288	13,288
当期変動額合計	12,952	13,562	△109	13,553	13,212	75	13,288	26,841
当期末残高	56,678	152,677	△19,783	234,204	21,863	75	21,938	256,143

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売土地及び建物

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

なお、賃貸に供している物件については、有形固定資産に準じて減価償却を行っております。

貯蔵品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、主として定額法を採用しております。（構築物のうち、鉄道事業固定資産の線路設備及び電路設備における取替資産については取替法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

構築物 4～60年

機械装置 5～17年

車両 4～20年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額については、リース契約上に残価設定の取決めがあるものは当該残価設定額、それ以外のものは零とする定額法によっております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(5) 固定資産撤去損失引当金

取り壊しが決定した固定資産につき、将来発生する撤去損失見込み額を計上しております。

7. 工事負担金等の会計処理

鉄道事業において、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受け入れております。これらの工事負担金等については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得価額から直接減額しております。

なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得価額から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

8. 収益及び費用の計上基準

当社では、主に鉄道事業および不動産賃貸業、不動産販売業並びにその他各種サービスを提供しております。

鉄道事業においては、主に旅客輸送を行っております。乗車券のうち定期券については、利用開始時点から終了時点の期間にわたり乗車区間の旅客輸送サービスを提供するものであることから、利用開始時点から終了時点の期間の経過に伴い履行義務が充足すると判断し収益を認識しております。また、定期券以外については、乗車区間の旅客輸送サービスを提供するものであることから、旅客が乗車区間の乗車を完了することにより履行義務が充足すると判断し、乗車区間に対する運賃について収益を認識しております。これらの事業に係る収益は顧客との契約において約束された対価にて算定しております。

不動産賃貸業においては、主に開発保有するオフィスビルや商業施設、住宅等の不動産の賃貸を行っております。賃貸収益については、顧客との賃貸借契約に基づいた賃貸借期間にわたって収益を認識しております。

不動産販売業においては、主に新築分譲マンションの販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて販売用不動産を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、販売用不動産を引き渡す一時点において、顧客が当該販売用不動産に対する支配を獲得することで充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

9. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法については、連結注記表に記載すべき事項と同一であります。

10. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

[収益認識に関する注記]

収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表に注記すべき事項と同一であります。

[表示方法の変更に関する注記]

損益計算書

前事業年度において独立掲記しておりました「特別利益」の「受取補償金」（前事業年度108百万円）については、金額の重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「特別利益」の「その他」に含めて表示しております。また、前事業年度において「特別利益」の「その他」に含めて表示していた「投資有価証券売却益」（前事業年度13百万円）については、金額の重要性が増したため、当事業年度において独立掲記しております。

[重要な会計上の見積りに関する注記]

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

宿泊施設の固定資産帳簿価額 79,791百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

「連結注記表 [重要な会計上の見積りに関する注記] 1. 固定資産の減損」に記載のとおりであります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 18,178 百万円

なお、繰延税金資産は繰延税金負債と相殺し、貸借対照表には繰延税金負債5,142百万円として計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に従い、当社の将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等に基づき計上しています。

将来の課税所得の見積りにあたっては、現在までに入手可能な情報にもとづき策定した事業計画を前提としており、このうち鉄道輸送収入は、輸送人員が概ね現在の水準で継続すると仮定して算定しています。

なお、将来予測は高い不確実性を伴い、繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. ホテル業および旅行業の一部子会社に係る引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸借対照表

貸倒引当金 8,322百万円

債務保証損失引当金 6,770百万円

損益計算書

関係会社貸倒引当金戻入益 1,829百万円

関係会社債務保証損失引当金戻入益 529百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一部の子会社は債務超過の状態にあります。これらの子会社に対して、子会社が策定した事業計画を基礎として、当社による経営支援の効果なども勘案したうえで、将来発生する可能性がある損失負担見込額を見積り、引当金として計上しています。

事業計画の見積りでは、客室稼働率および宿泊単価等の指標をもとに予測しております。

なお、将来予測は高い不確実性を伴い、事業計画の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計上の見積りの変更)

当社では、新宿駅西南口地区開発計画および京王線新宿駅改良工事業の推進の決定に伴い、事業完了までに除却が見込まれる固定資産について、耐用年数の短縮を行っております。また、残存価額については耐用年数到来時に備忘価額となるよう見直しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益、税引前当期純利益はそれぞれ582百万円減少しております。

[追加情報]

1. 資産除去債務の計上

当社は、都市再生特別地区としての都市計画決定を受けた新宿駅西南口地区開発計画および京王線新宿駅改良工事業の推進の決定に伴い、当該対象エリアに係る固定資産の取壊し義務が発生したことから、当事業年度において資産除去債務を計上し、当事業年度末の残高は10,724百万円であります。

2. 当社取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の導入

当社取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の導入については、連結注記表に記載すべき事項と同一であります。

3. 公開買付けによる株券等の取得について

公開買付けによる株券等の取得については、連結注記表に記載すべき事項と同一であります。

4. 共通支配下の取引等

共通支配下の取引等については、連結注記表に記載すべき事項と同一であります。

5. 退職給付制度の変更

当社は、60歳から65歳への定年延長に伴い、当事業年度より退職給付制度の変更を行っております。これにより退職給付債務が3,963百万円減少し、過去勤務費用が同額発生しております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保付債務

財 団

鉄道事業固定資産（鉄道財団） 254,153百万円

上記資産を担保としている負債は次のとおりであります。

長期借入金 98,934百万円

短期借入金 10,449百万円

計 109,384百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 721,909百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 事業用固定資産

有形固定資産 555,165百万円

土地 210,507百万円

建物 184,878百万円

構築物 127,363百万円

車両 14,405百万円

その他 18,010百万円

無形固定資産 18,878百万円

4. 固定資産の取得価額から直接減額した工事負担金等累計額 121,763百万円

5. 保証債務等

当社は下記の債務保証を行っております。

被保証者	金額	被保証債務の内容
京王ウェルシステージ株式会社	3,511百万円	入居者への返還債務に対する保証
社員住宅融資	20百万円	金融機関からの借入金
計	3,532百万円	

6. 関係会社に対する金銭債権

短期債権 18,411百万円 長期債権 594百万円

7. 関係会社に対する金銭債務

短期債務 102,369百万円 長期債務 6,332百万円

[損益計算書に関する注記]

1. 営業収益	126,143百万円
2. 営業費	102,480百万円
運送営業費及び売上原価	56,722百万円
販売費及び一般管理費	9,644百万円
諸税	10,306百万円
減価償却費	25,805百万円
3. 関係会社との取引高	
営業収益	30,687百万円
営業費	18,849百万円
営業取引以外の取引高	19,355百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,440,445	68,056	66,065	6,442,436

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数につきましては、当社取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の信託財産として保有する当社株式(当事業年度期首43,400株、当事業年度末109,300株)を含めて記載しております。

2. 変動事由の概要は次のとおりであります。

(増加数の内訳)

単元未満株式の買取りによる増加	2,156株
取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の当社株式の取得による増加	65,900株

(減少数の内訳)

単元未満株式の買増請求による減少	165株
取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の当社株式の譲渡による減少	65,900株

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
減損損失		6,769百万円
資産除去債務		4,426百万円
固定資産等償却超過額		2,743百万円
その他		4,239百万円
繰延税金資産合計		18,178百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△9,639百万円
固定資産圧縮積立金		△5,785百万円
資産除去債務に対応する除去費用		△3,118百万円
その他		△4,776百万円
繰延税金負債合計		△23,320百万円
繰延税金負債の純額		△5,142百万円

(注) 繰延税金資産の算定にあたり、評価性引当額9,254百万円を繰延税金資産から控除しております。

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社及び関連会社等

(単位:百万円)

属性	名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
子会社	株式会社京王 アカウンティング	(所有) 直接100%	資金の調達 役員の兼任	資金の借入(純額) 支払利息	5,110 316	短期 借入金	91,438

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
支払利息については、一般的な取引条件と同様に市場金利を勘案して決定しております。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額 2,097円67銭

2. 1株当たり当期純利益 153円58銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当事業年度109千株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当期累計期間70千株であります。

[その他の注記]

記載金額は百万円単位とし、単位未満の端数を切捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

京王電鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 田 宏 高

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺 澤 直 子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京王電鉄株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京王電鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

京王電鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 中 田 宏 高

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 寺 澤 直 子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京王電鉄株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第103期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

京王電鉄株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤) 伊藤俊司 ㊟

監査等委員(常勤) 竹川浩史 ㊟

監査等委員 金子正志 ㊟

監査等委員 山内 暁 ㊟

(注) 監査等委員竹川浩史、金子正志及び山内暁は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上